明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二五七）　二

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（二五八）　二

○港湾法施行令の一部を改正する政令（二五九）　三

〔府　令〕

○警察法施行規則の一部を改正する内閣府令（**内閣府**七〇）　三

〔省　令〕

○薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（**厚生労働**一四六）　三

〔告　示〕

○総合特別区域計画を認定した件（**内閣府**二七二～二七五）　四

○総合特別区域計画の変更を認定した件（**同**二七六～二七九）　四

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（**法務**四三九）　五

○信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第一項の規定による事務の指定に関する件（**同**四四〇）　五

○保安林の指定をする件（**農林水産**二二九六～二二九八）　六

○土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件（**国土交通**一一三五）　六

○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**一一三六）　六

○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（**同**一一三七、一一三八）　七

○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件（**同**一一三九）　七

○宅地建物取引業法施行規則の規定に基づく登録実務講習機関の登録事項の変更の件（**同**一一四〇）　七

○道路に関する件（**関東地方整備局**三七二）　九

○浄化槽の型式の認定を更新した件（**同**三七三）　九

○浄化槽の型式を認定した件（**同**三七四）　九

○都市計画に関する件（**中部地方整備局**一八三）　九

○道路に関する件（**同**一八四、一八五）　一〇

〔人事異動〕

内閣　法務省　防衛省　一〇

〔叙位・叙勲〕　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔公　告〕

諸事項

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

特殊法人等

厚生年金基金変更、企業年金基金清算人就任関係　一〇

地方公共団体

教育職員免許状取上げ処分関係　三〇

会社その他　三一

本号で公布された法令のあらまし

◇暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二五七号）（警察庁）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二四年法律第五三号）の施行期日は、平成二四年一〇月三〇日とすることとした。

◇暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第二五八号）（警察庁）

1　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行令等の一部改正

㈠　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第一五条の三第一項第三号の政令で定める行為は、対立指定暴力団員の縄張内で営業を営む者に対し、自己の所属する指定暴力団等の威力を示す行為とすることとした。（第二条関係）

㈡　銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正

猟銃の所持許可の欠格事由となる凶悪な罪として法第四六条第二号（同法第一五条の三第一項第三号に係る部分に限る。）に規定する罪等を追加することとした。（第一二条関係）

㈢　その他の関係政令について、所要の改正を行うこととした。

2　この政令は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二四年一〇月三〇日）から施行することとした。

◇港湾法施行令の一部を改正する政令（政令第二五九号）（国土交通省）

1　石巻港及び松島港を国際拠点港湾として定められている仙台塩釜港に統合し、同港の名称を仙台湾港に改めることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。